

電機・情報通信機器業界における自主行動計画の徹底プラン

2024年2月

一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会

中小企業庁が2022年度に行った下請Gメンのヒアリングでは、電機・情報通信機器業界において、「価格交渉」、「原価低減要請」、「環境対応コスト」、「少數発注・補給品」、「支払条件」、「知的財産の保護」について、自主行動計画に記載があるものの、改善余地のある事項について指摘があった。

これらの指摘は電機・情報通信機器業界に対して行われたものであるが、同業界と関連の深い当工業会としては、電子情報技術産業協会が策定した「徹底プラン」を参考にして本徹底プランを策定し、以下の事項に取り組むこととする。

また、当会は政策委員会において、自主行動計画フォローアップ調査等の結果を踏まえて議論し、当徹底プランの改定にも取り組む。

1. 価格交渉について

(1) 指摘事項

- 定期的な協議の場だけではなく、労務費、原材料費、エネルギー価格などのコスト上昇があった場合には、下請事業者からの申出があったときは、遅滞なく、協議が行われることが必要。

(2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- 労務費、原材料費、エネルギー価格などのコスト上昇があったとして下請事業者から価格協議の申出があったにも係わらず協議自体を拒否すること。

②各社において可能な限り実施する事項

- 毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により、少なくとも年に1回以上の協議を行う。
- 材料費、光熱費用、為替の価格変動及び最低賃金の引き上げ等を反映した適切な労務費用、適切な配送費用を反映する。また、これらの変動を下請事業者が申し出やすいように配慮する。

2. 原価低減要請について

(1) 指摘事項

- 取引対価は、下請事業者の適正な利益を含むものとなるように十分に協議して決定されることが必要。下請事業者の努力によるコスト削減効果を一方的に取引対価の低減

に反映することは、客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く原価低減要請に当たり、行ってはならないことを徹底すべき。

（2）対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・原価低減目標の数値のみを提示する、原価低減要請に応じることを発注継続の前提とする、口頭で削減幅を示唆する等、一方的な原価低減要請、経済合理性や十分な協議を欠いた要請を行うこと。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・親事業者及び下請事業者双方が協力して行った原価低減活動の効果を取引対価に反映する場合には、当該効果に対する双方の寄与度を踏まえ、合理的に取引対価を設定する。

3. 環境対応コストについて

（1）指摘事項

- ・取引対価については、環境対応コスト等を考慮して決定されることが必要。

（2）対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・環境対応コストの上昇があったとして下請事業者から価格協議の申出があったにも係わらず協議自体を拒否すること。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・環境対応コストを加味し、十分な協議を行い取引対価を決定する。

4. 少数発注・補給品について

（1）指摘事項

- ・取引対価は、発注数量、納入頻度等の要素を考慮して決定されることが必要。特に、見積の前提条件と著しく異なる発注を行うことは、下請事業者に予見できない不利益を与えるため是正されるべき。

（2）対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・発注予定数量と実際の発注数量に大きな乖離が生じたとして下請事業者から価格協議の申出があったにも係わらず、協議自体を拒否すること。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・発注数量又は納入頻度の多寡（量産時と量産期間終了後の変化を含む）を考慮して十分に協議して取引対価を決定する。

5. 支払条件について

(1) 指摘事項

- ・現金 100%の支払条件の事例は、全体の 6 割となっているが、依然手形等による支払いが残っており、引き続き、業界全体で更なる改善が図られる必要がある。
- ・下請法の対象取引については、受領後 60 日以内において定める支払期日までに下請代金が支払われることが必要。また、手形等の支払サイトは 120 日以内（更に、振興法で 60 日以内（努力義務））とすることが必要。

(2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・下請法の対象取引について、受領後 60 日以内において定める支払期日までに下請代金を支払わないこと。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・下請代金の支払いができる限り現金払いとすべく現金化比率の改善に努める。
- ・下請代金の手形等のサイトは、2024 年度末までに 60 日以内とすべく改善に努める。

6. 知的財産の保護について

(1) 指摘事項

- ・親事業者は、下請事業者に損失を与えることがないよう十分配慮し、取引の目的に照らし合理的な範囲内で、知的財産を取り扱うことが必要。

(2) 対応方針・改善方針

①各社において絶対に実施しない事項

- ・下請事業者に帰属する知的財産権について、無償譲渡の強要や自社への単独帰属を強要すること。また下請事業者の知的財産権の無償許諾を強制すること。

②各社において可能な限り実施する事項

- ・秘密保持契約を締結する場合は、当該秘密保持契約の内容を定める際は、親事業者及び下請事業者が秘密保持契約を締結する目的に照らして、必要以上に秘密情報を提供する事業者の事業活動を制限することのないよう配慮する。

以上